

新規指定申請・指定更新申請等について

(地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援)

新規指定を受けるための要件

- 次のサービスは、焼津市介護保険事業計画に基づく公募により実施事業者を決定します。
事業計画において整備予定がない場合は事業所の指定は行いません。
事業計画の内容は焼津市ホームページからご確認ください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、
看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

- 法人格を有すること。
- 定款に、介護保険法に基づく地域密着型介護（予防）サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援事業を行う旨が記載されていること。
- 事業所を開設できる用途地域であること。＊焼津市都市計画課へ確認してください。
- 事業所の建物が建築基準法および消防法に適合していること（夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護、第1号訪問事業を除く）。＊焼津市建築住宅課、志太消防本部へ相談してください。
※既存建物で事業所を開設する場合は、建築確認申請の要否、追加設備等の要否を確認してください。必要な手続きや設備の設置が完了していない場合は、指定申請書は受け付けません。
- 介護保険法に規定する欠格条項に該当している場合は指定は行いません。欠格条項については市のホームページ（指定申請等について）に掲載の標準様式「誓約書」をご確認ください。
- 指定時点で人員基準・設備基準を満たしていることが確実である必要があります。
※サービス種類や加算の種類により、研修修了・資格保有が必要な場合があります。
- 事業者は、関係法令、人員・設備・運営基準及び解釈通知、関連する国の告示、通知、Q&A等を十分に理解し、これに従いサービス提供しなければなりません。

◆事業開始にあたり備えておく必要がある主なもの（サービス種類により違いあり。詳細は基準を確認のこと）
①虐待防止措置（指針整備、委員会設置、職員研修、担当者設置）、②ハラスメント防止措置、③感染症や非常災害時の業務継続計画、④非常災害（地震、火災、風水害等）対策の具体的な計画、⑤感染症の予防・まん延防止のための指針（③④⑤はそれぞれに必要な項目を適切に設定していれば一体的策定も可）、⑥その他対応マニュアル（緊急時の対応、事故発生時の対応、苦情対応等）、⑦多機能系、入所系は身体拘束等適正化指針 等

- 介護報酬の請求事務については事業者において確認し、必要な対応をしてください。

焼津市が定める基準については、焼津市ホームページからご確認ください。

【市ホームページ】健康・福祉 ≫ 高齢者福祉・介護 ≫ 介護事業所向け情報 ≫ 事業所の指定・更新・各種届出等

・地域密着型サービス

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/mitchaku-shinsei.html>

・居宅介護支援事業

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/kyotakukaigo-shinsei.html>

・介護予防・日常生活支援総合事業

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/jigy-shinsei.html>

【参考】

＜基本法令＞

- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

地域密着型（介護予防）サービス

＜市の定める基準＞

- 焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年焼津市条例第 12 号）
- 焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年焼津市規則第 18 号）
- 焼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年焼津市条例第 13 号）
- 焼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年焼津市規則第 19 号）

＜国の定める基準＞

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

＜基準についての解釈通知＞

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

＜介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知＞

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）

居宅介護支援

＜市の定める基準＞

- 焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年焼津市条例第 13 号）
- 焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 30 年焼津市規則第 7 号）

＜国の定める基準＞

- 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

＜基準についての解釈通知＞

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号）

＜介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知＞

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）

介護予防・日常生活支援総合事業

<市の定める基準>

○焼津市介護予防・日常生活支援総合事業における人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成 29 年焼津市規則第 14 号）

<国の定める基準>

○介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省告示第 84 号）

<基準についての解釈通知>

○介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和 6 年 3 月 15 日老認発 0315 第 4 号）

<介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知>

○介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）*R6.3.15 改正あり

○介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号）*R6.3.15 改正あり

○焼津市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成 29 年焼津市規則第 12 号）

介護予防支援

<市の定める基準>

○焼津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年焼津市条例第 20 号）

○焼津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 27 年焼津市規則第 23 号）

<国の定める基準>

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

<基準についての解釈通知>

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号）

<介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知>

○指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）

※上記の他、厚生労働省から出されている告示、通知、QA 等も把握しておく必要があります。

加算を算定するための要件については各事業所の責任において確認してください。

○「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）

○「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）

○「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号） など

*介護サービス関係 Q&A 厚生労働省のホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

新規指定申請の流れ

【焼津市の指定日（事業開始日）】毎月 1 日または 15 日

【申請の流れ】

① 事前相談

申請書類の提出前に必ず事前相談をしてください。

② 指定申請書類の提出

希望する指定日の2ヵ月程度前に提出してください。

提出書類は「新規指定及び指定更新書類チェックシート」を確認してください。

※書類提出後に書類の補正等が必要ない場合で、受理から指定までに概ね1か月程度を要します。

書類の補正等が必要な場合は、希望する日に事業開始できないことがあります。

※書類がそろっていない場合や不備がある場合は受理できません。

※加算を算定する場合は、届出期限にご注意ください。

介護職員等処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに処遇改善計画書を提出する必要があります。

③ 手数料の払い込み

申請書類の受理後に納付書を送付します。焼津市指定の金融機関で納付してください。

指定は納付の確認後となります。

※手数料の金額は別表をご覧ください。

④ 書類審査

市担当者が申請書類の内容を確認します。必要に応じ書類の補正をお願いします。

⑤ 現地確認

市担当者が事業所を訪問し、現地調査を行います。

⑥ 指定結果通知

審査の結果、問題がないことが確認できれば指定を行います。

市から事業所に、指定審査結果通知書を郵送します。

指定更新申請の流れ

指定の有効期限は6年です。6年ごとに指定更新を受けなければ指定の効力はなくなります。

なお、指定更新時に人員・設備・運営基準を満たしていない場合や欠格条項に該当する場合、また事業所が休止中の場合は指定更新ができませんのでご注意ください。

【更新申請の流れ】

① 更新申請書類の提出

更新申請書の受付期間は、原則、有効期限の2か月前から30日前までです。

「新規指定及び指定更新書類チェックシート」を確認して提出してください。

※書類がそろっていない場合や不備がある場合は受理できません。

② 手数料の払い込み

申請書類の受理後に納付書を送付します。焼津市指定の金融機関で納付してください。審査結果通知書の送付は納付の確認後となります。（手数料は別表のとおり）

③書類審査

市担当者が申請書類の内容を確認します。必要に応じ書類の補正をお願いします。

④現地確認

市担当者が事業所を訪問し、現地調査を行います。

⑤更新結果通知

審査の結果、問題がないことが確認できれば指定更新を行います。

市から事業所に、指定審査結果通知書を郵送します。

【別表】焼津市新規指定・指定更新手数料（1件当たり）

事業の種類	新規指定	指定更新
地域密着型サービス	20,000 円	10,000 円
居宅介護支援	20,000 円	10,000 円
地域密着型介護予防サービス	15,000 円	8,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業	15,000 円	8,000 円
介護予防支援	15,000 円	8,000 円

（例）認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の新規指定を受ける場合
20,000 円＋15,000 円の手数料が必要

給付費算定に係る体制等届出

【提出期限】

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	届出が 15 日以前の場合 …翌月から算定開始 届出が 16 日以降の場合 …翌々月から算定開始 ＊利用者や居宅介護支援事業者等への 周知期間を確保するため。
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出受理日の翌月から算定開始 （届出受理日が月の初日である場合は当 該月から算定開始）

- ・介護職員等処遇改善加算については、「給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「体制等状況一覧表」は上記の期限までに、「処遇改善計画書」は新たに加算を取得する月の前々月の末日までに提出してください。
- ・加算要件を満たさなくなった場合や算定できなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- ・前年度の実績等が算定要件になっている加算については、毎年度、算定の可否を確認し、届出が必要な場合は期日までに提出してください。

変更届・休止廃止届・再開届

【変更届】

厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から 10 日以内に変更届を提出する必要があります。10 日を過ぎた場合は遅延理由書を添付してください。

※ただし、事業所移転の場合は、事前にご連絡ください。

変更があった場合に届出が必要となる事項は、市ホームページをご確認ください。

【休止・廃止届】

休止、廃止の 1 か月前までに提出してください。

サービス利用者がいる場合は、各利用者を担当する介護支援専門員や他事業所等と連絡を密にして、他事業所の紹介や引継ぎ等を行い、利用者のサービス利用に支障がないように対応してください。

【再開届】

再開日から 10 日以内に提出してください。

申請書類提出先等

※業務管理体制に関する届出の提出先は後述のとおり

提出先 〒425-8502 焼津市本町 2 丁目 16 番 32 号
焼津市役所 地域包括ケア推進課 事業者指導担当
電話：054-625-7020
E-mail：choju@city.yaizu.lg.jp

提出方法 メール、電子申請・届出システム（難しい場合は持参・郵送でも受け付けます）

その他指定後の手続き等

・介護サービス情報の公表について

利用者が介護サービス事業所を主体的に選択できるようにするため、介護サービス事業者には情報公表が義務付けられています。（総合事業を除く）

毎年（10 月頃）静岡県から事業所へ案内が通知されるので、それに沿って対応してください。

・静岡県介護保険等同報配信メール配信システムへの登録について

事業所の指定や変更、加算の届出は指定権者である市へ届出をしていただきますが、厚生労働省から発出される通知や静岡県を提出先とする各種補助制度等についての情報を得るために、静岡県のメール配信システムへ登録していただくことをお勧めします。

登録は、次の静岡県ホームページから行ってください。

（静岡県介護保険等同報メール配信システムの登録方法）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushijigyoshashido/1002966/1023208.html>

・地域密着型サービスの運営推進会議について

地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護を除く）には、運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護・医療連携推進会議）の定期的な開催が義務付けられています。

開催通知や議事録は、市へも提出してください。

・小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所について、内部評価・外部評価結果は市へも提出してください。

・焼津市が指定権者である事業所については、市が運営指導を行います。原則として、新規指定年度又は次年度に実施し、以降、3年ごとに実施します。

また、1年に1度、集団指導を行います。

業務管理体制について

介護保険サービス事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています（介護保険法 第9節）。これは、事業者自らが法令等を遵守する体制を整備するものです。

業務管理体制の届出は、介護保険事業所の指定や変更の届出とは別に、必要となります。

（１）事業所が整備する内容や、届け出る事項は、事業所数により異なります。

・事業所数には介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所を含む（例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している場合は事業所数は「2」）

・病院のみなし事業所や、総合事業は除く

事業所数	整備の内容	届出事項
20 未満	法令遵守責任者の選任	下記（３）の①②
20 以上 100 未満	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	下記（３）の①②③
100 以上	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 法令遵守に係る監査	下記（３）の①②③④

＊法令遵守責任者：法令遵守のための体制の確保に係る責任者

＊法令遵守規程：業務が法令に適合することを確保するための規程

＊法令遵守に係る監査：業務執行の状況の監査を定期的実施

（２）届出が必要となる事由

新規に業務管理体制を整備したとき
事業所等の指定に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた場合 (例) 地域密着型通所介護のみを行っていたが、新たに居宅介護支援の指定を受けた場合、 変更前の届出先は市、変更後の届出先は県となる。 ※ 変更前と変更後の両方の行政機関へ届出を提出する必要がある。
届出事項に変更があった場合

(3) 届出が必要な事項

全ての事業者	① 事業者の名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ② 法令遵守責任者の氏名、生年月日
事業所数が20以上	③ 法令遵守規程の概要（規程全文の添付でも可）
事業所数が100以上	④「業務執行の状況の監査」の方法の概要（監査に係る規程を作成している場合は規程の全体像がわかるもの又は全文を、規程を作成していない場合は監査担当者または担当部署による監査の実施方法のわかる資料を届出書に添付する）

(4) 事業所の規模や種類により届出先が異なります。

①指定事業所が2以上の都道府県に所在し、且つ、3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働大臣※1
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、①以外の事業者	主たる事務所在する都道府県知事
③地域密着型（介護予防）サービスのみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	事業所等が所在する市町村長
④全ての事業所が同一指定都市内（静岡市、浜松市）にのみ所在する事業者	指定都市の長
⑤上記以外の事業者	都道府県知事

※1 詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

※提出先・提出方法等の詳細は各届出先へご確認ください。

※総合事業は、業務管理体制整備の対象外です。

（例）

- ・焼津市内のみで、地域密着型通所介護と介護予防通所介護相当サービスのみを実施
→届出先は焼津市
- ・焼津市内のみで、居宅介護支援のみを実施 →届出先は静岡県
- ・地域密着型通所介護を、焼津市内と藤枝市内で実施 →届出先は静岡県

【届出先が焼津市となる場合の提出先等】

提出先 〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号
焼津市役所 地域包括ケア推進課 事業者指導担当
電話：054-625-7020
E-mail：choju@city.yaizu.lg.jp

提出方法 メール、持参、郵送、業務管理体制の整備に関する届出システム

*業務管理体制の整備に関する届出システムの操作方法等については、ログイン画面から操作マニュアルをダウンロードしてご確認ください。

<https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns011/cmns011/init.do>

(5) 業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった法人に対して、整備状況を確認する一般検査、指定介護サービス事業者等の指定取消処分相当事案が発覚した場合は特別検査を行います。実施機関は、上記の届出先と同じです。